

## 現状の取組状況の共有とりまとめについて

現状の取組状況の共有とりまとめについて

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	気象台	新潟県(6振興局・2事務所)	新潟市	長岡市	三条市	小千谷市	見附市	十日町市	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村	現状と課題
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・信濃川中流、魚野川(国管理区間)において、想定最大規模降雨及び河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を信濃川河川事務所のHP等で公表している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の信濃川中流及び魚野川の洪水予報を信濃川河川事務所と気象台の共同で実施している。 ・災害発生のおそれがある場合は、信濃川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)を実施している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・信濃川及び魚野川(県管理区間)並びに県管理河川において、計画規模の外力による浸水想定区域図をHP等で公表。 ・県管理の水位周知河川において、水防団待機・氾濫注意・避難判断・氾濫危険、及び水位下降に、基準水位到達情報の提供を行っている。													●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。  ●水位予測が、精度の問題や、長時間予測情報の不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。
避難勧告等の発令基準	・信濃川中流及び魚野川の沿川6市と避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。(警戒期間、注意期間、ピークの時間帯、最大雨量などの予測値を記述)	・各市町村の洪水に関する避難勧告等発令基準をとりまとめ、北陸地方整備局、新潟地方気象台へ情報提供している。	河川管理者と基準水位を共有し、市の「避難勧告等判断マニュアル」を作成・運用している。	・避難勧告等の発令に関する基準を定め、災害対策本部設置・運営マニュアルに具体的な警戒水位等まで明示している。	水位に基づき基準を定めている。	避難勧告の発令等に着目したタイムラインに水位に基づく発令基準を記載	避難判断水位を避難勧告発令基準、氾濫注意水位を避難準備情報発令基準としている。(現在の国交省の基準より一段階早くはついで例する基準となっている。)	氾濫危険水位を超える予測が出た時、ホットラインを活用し避難勧告発令を検討する。氾濫危険水位に到達した場合、危険箇所(水沢・中条地区)に避難勧告を発令する。	河川水位と水位予測を基に避難情報を発令。	避難の必要が予想される気象等の各種警報が発せられたとき、河川の水位が氾濫注意水位を突破し、更に水位の上昇が見込まれるとき、洪水等による危険が切迫しているとき、これらの事項を参考に事態の進行や状況を踏まえて総合的に判断して発令する。	水防法の改正やタイムラインの考え方を取り入れ、具体的な発令基準を設定した。	気象警報や土砂災害警戒情報、今後の気象状況、現場の状況などを踏まえ、総合的に判断する。	湯沢町地域防災計画に記載	河川水の情報や水位予測を基に避難情報を発令	●地域防災計画に具体的な発令基準や対象地域を明記していないため、速やかな避難情報の発令が行えないことが懸念される。  ●信濃川中流及び魚野川の本・支川(国・県管理区間)において、避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)が未整備で、適切な防災行動計画に対して懸念がある。避難に要する時間(リードタイム)での適切な対応ができないことが懸念される。
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施している。		・県管理区間について浸水想定区域図を作成するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施している。	浸水想定図を基に避難場所を定めている。	(1)避難所 長岡市地域防災計画資料編にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティーセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	河川が氾濫しても建物全部が浸水又は損壊しない施設を避難所として選定している。また、緊急避難場所として民有施設や自治会の集会所等を活用している。垂直避難の考え方を取り入れた「豪雨災害対応ガイドブック」において、居住場所や建物の構造により、それぞれ異なる避難行動指針を示している。	小千谷市洪水避難地図及び小千谷市水防計画に位置付け、対応している。	市の指定避難所を指定緊急避難場所と併せて指定している。(30ヶ所)	迅速かつ適切な避難行動がとれるよう、防災ワークショップ等を推進し、地域の避難場所及び危険箇所を把握するよう努める。	ハザードマップにより避難所を周知している。	避難場所等の情報を記載したハザードマップの配布	災害対策基本法の改正を踏まえ、洪水時浸水想定区域内にある避難場所は指定から外した。避難所については、想定浸水深が低い場合は残した。	土砂災害ハザードマップを作成する際、マップに避難場所とその連絡先、避難経路を表示している。	浸水想定区域が住民居住区域を外れているため、洪水ハザードマップにおける避難経路等は設定していない。	ハザードマップ、HPでの周知。防災訓練で避難経路の確認。	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。  ●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。  ●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていない恐れがある。
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を阿賀野川河川事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	・「河川防災情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	緊急速報メール及び登録メール、テレビのデータ放送、HPなどの一元的に情報配信ができるシステムを構築しており、多様な手段により情報伝達を実施している。	・FMラジオ、テレビ、広電車、防災行政無線、ホームページ、メール、SNS、電話等、特性の違う複数の手段により市民それぞれに効果的な情報収集伝達を実施する。 ・町内会へ防災出前講座 ・災害対策本部設置・運営マニュアル(風水害対策編)見直し ・防災・緊急情報メール(登録制) ・Twitter、Facebook ・エリアメール(緊急速報メール) ・同報系防災行政無線 ・緊急告知FMラジオ ・FM緊急割り込み装置による災害情報の発信 ・FMラジオ・ケーブルテレビ放送局と連携した情報提供 ・市内設置の防災カメラ映像 ・携帯電話による現場写真共有システム	防災行政無線やFM放送への緊急割込放送、緊急速報メール等、様々な手段で情報を伝達する体制を構築している。	小千谷市地域防災計画及び小千谷市水防計画に位置付け、対応している。	情報伝達の多様化(緊急情報メール、エリアメール、町内・福祉施設、学校等への防災FAXの設置など)	消防署及び警察署等と連携し、エフエム告知受信機(防災ラジオ)、登録制メール、広電車等の多様な情報伝達手段を活用し、迅速かつ適切な情報伝達を図る。	防災無線、登録制メール、緊急速報メール、FMラジオ、ツイッター、TVデータ放送、市HP等、複数手段で情報発信。 防災担当のみではなく、総務課員にもツールの研修を行い、情報発信できるよう取組中。	広報車・ホームページ・エリアメール 防災無線(同報系)・緊急告知ラジオ 自治会長及び囃子員への連絡	J-ALERTと連携したメール配信システムの構築、緊急情報メール配信システムの整備、コミュニティFMと連携したシステムの構築、コミュニティM難聴解消事業	全世帯に同報系防災行政無線受信機を配置しているほか、町内8ヶ所の屋外スピーカー、町防災メールなどにより情報伝達する。	町の登録制緊急情報メール配信、携帯3Gの緊急速報メール配信、緊急警報ラジオ放送、防災行政無線放送、消防サイレンスピーカーを利用した放送、広報車による放送	防災行政無線、防災情報メール(登録数:551件)、防災ラジオ(約300台)	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。  ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。  ●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。  ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。
避難誘導体制				市職員や、地元水防団、地域防災団体が共同で行っている。	基本方針(避難誘導者、誘導体制等)は地域防災計画で定められている。 ・地域防災スペシャリストを育成し、地域や学校で防災について指導できる人材を増やすことで、地域防災力の底上げを図っている。 ・避難行動要支援者基準及び名簿の作成 ・共助を中心とした避難行動要支援者支援体制の確立 ・中越市民防災安全大学の開講(地域の防災リーダーの育成) ・水害を想定した避難訓練 ・小・中学生を対象とした防災キャンプの実施 ・洪水ハザードマップの作成【作成の手引き改定(H25年3月)前】		小千谷市地域防災計画及び小千谷市水防計画に位置付け、対応している。	防災ファミリーサポート制度の確立 自主防災組織の充実	災害時避難行動要支援者名簿を活用し、災害時においては自主防災組織、町内会、民生委員等により広報及び避難誘導を実施する。	全自治会から、避難行動要支援者の支援方法について定めていただいている。	警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て、市民が安全且つ迅速に避難できるような組織的な避難誘導を行う。 緊急時の一次避難については、行政による誘導がない場合でも、安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織単位で訓練を重ねておく。	自主防災組織等への啓発やハザードマップの作成で自助と共助の部分での避難誘導体制の強化を図っている	消防団や自主防災組織などの協力を得ることを想定している。	町内会、自主防災組織、民生委員、要配慮者施設等による避難誘導	自主防災組織の組織率:100%	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。

②水防に関する事項

項目	北陸地整	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	小千谷市	見附市	十日町市	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、信濃川河川事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。		・基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・水防団員へ水防警報迅速化システムにより情報提供している。 ・「河川防災情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	河川管理者が提供している水位情報等を閲覧できるHPなどについて、周知を図っている。	・地域防災計画により伝達系統図を定めている。 ・河川港湾課の共有PCに送信されたメールを該当部局に転送し、情報提供している。		小千谷市地域防災計画及び小千谷市水防計画に位置付け、対応している。		信濃川映像や水位が確認できる機器を導入し、防災安全課事務室、本庁市民ホール、消防本部で閲覧可能。	「信濃川情報提供システム」、「河川の防災情報システム」等による、河川水位・雨量等の監視。 国、県からの洪水予報、洪水警報。水位予即答のメール・FAXの送受信。	警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、適切な方法で市民に周知する。					●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。  ●堤防高が局所的に低く、水防活動に時間を要する橋梁等の河川横断工作物において、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	L  M
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。		・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の合同点検を実施している。	市職員や水防団が行っている。	・水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、地域防災計画及び長岡市災害対策本部 本部設置・運営マニュアルにて定めている。		水防関係機関と合同で危険箇所の合同巡視を実施している。		出水期前において、関係機関による重要水防区域の河川合同巡視を実施し、意見交換による共通認識を図る。	重要水防箇所及び水防上危険な構造物を中心に巡視を実施。	市内重要水防箇所の巡視	巡視する区間が長く、担当課のみでの巡視は時間がかかるので、応援体制を構築した。		大雨時等、町管理河川を河川担当部署及び消防団で巡視		●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。  ●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。  ●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	N  O  P
水防資機材の整備状況	・水防倉庫、堤防側面に水防資機材を備蓄している。		・広域的な水防資材の確保のためのコーディネート制度を実施している。	市保有の水防倉庫に資機材を保有している。	・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。 ・年1回、出水期前に各水防倉庫の水防資機材の在庫確認を行い、必要な資機材について整備、補充している。	関係機関を含む水防資機材の整備状況を把握すると共に、連絡体制を含めて図面化している。	市内4施設に水防関係市機材を分散配備、管理している。	水防計画に準じ配備	各水防倉庫に必要な資機材を整備し、出水期前の合同河川巡視を含め、定期的に数量等の点検を実施し、不足等がある場合は随時整備を図る。	水防倉庫内に水防活動上、必要な資機材を常備。(外水対応)事前に地元自治会へ土のうを提供。排水ポンプの運用は地元業者と委託契約。(内水対応)	市内25ヶ所の水防倉庫に保管	ライフジャケットの配備(市担当分及び消防団分)		役場敷地内の他に水防倉庫(防炎倉庫)を平成27年度に設置		●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、備蓄されている資機材が、水防団のニーズや必要となる水防工法の実施に合致したものとなっているか把握できておらず、適切な水防活動の実施に懸念がある。  ●水防団員の高齢化や人数の減少により、従来の水防工法を迅速に実施できるか懸念がある。  ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、信濃川中流及び魚野川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	Q  R
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応				市役所本庁舎において(は、屋上にも自家発電設備を設置するなど、水害時の対応を実施している。	・本庁に災害対策本部、支所に現地災害対策本部を設置する ・市役所本庁舎及び消防本部庁舎に非常用発電設備を整備 ・各公共施設管理者が整備する避難誘導体制について、地域防災計画で定めている					防災関連機器及び非常用発電等を庁舎上層階に配置。				役場庁舎(標高8m)は、大河津分水路洪水時の最大浸水予想区域に位置することから被災時には、消防署と隣接する弥彦体育館(標高47.4m)を代替場所としている。		●浸水想定区域に位置する施設・庁舎において、洪水時の有効な対策が定まっていないところがある。	S

③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	北陸地整	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	小千谷市	見附市	十日町市	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。 ・樋門・陸開の操作点検を出水期前に実施している。 ・雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。		・樋門・陸開の操作点検を出水期前に実施している。 ・雨水ポンプ場等による排水活動及びポンプ委託による内水排除対策を実施している。		各施設、月1回程度の、業者による定期点検を実施している。		排水ポンプ車要請を含む水防活動の初動マニュアルを作成している。	雨水貯留管、緊急ポンプの設置		精通業者との運転管理委託契約職員による班編成で業者到着までの間に対応。	水門操作員による、水門の開閉及び排水機の運転					●迅速かつ的確な排水活動が行えるよう、機械を扱う職員等への平常時の訓練・教育を通して、万全の出動体制を整えとともに、既存の排水施設・系統と、排水資機材の配備状況を踏まえ、必要に応じて排水計画の最適化を実施していく必要がある。	T
既存ダムにおける洪水調節の現状	・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。 ・利水ダムについても、自治体職員等にダム操作の理解を深めてもらうためダムに関する各種説明会を開催している。		・洪水調節機能を有するダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。													-	

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	気象台	新潟県	新潟市	長岡市	三条市	小千谷市	見附市	十日町市	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、下流から堤防整備、河道掘削などを推進している。 ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所について、整備を推進している。		・河川整備計画等に基づき、堤防等の整備や河道掘削などを実施すると共に、洪水の流下に支障となる箇所の河床掘削、伐木を適宜実施。		地元要望等により、市管理河川のうち、未改修の区間や流下能力が不足している区間の整備を中心に実施している。											●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫する恐れがある。  ●堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所が存在している。  ●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	U  V  W

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版) (新潟市～十日町市)

本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

別紙-1(参考)

項 目	新潟市	長岡市	三条市	小千谷市	見附市	十日町市
避難勧告等の発令基準	<p>(1)避難準備情報 ア 洪水予報河川及び水位周知河川 (ア)避難判断水位に達した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (イ)漏水等の可能性が高まった時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (ウ)夜間に上記(ア)(イ)の現象が発生する可能性がある時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (エ) その他本部長が必要と認める時 ※ 大河津分水の場合、氾濫発生の情報を入力した時点で洪水ひなん地図の浸水エリアに対して、避難準備情報を発表する。 イ 小河川等 避難準備情報は発表しない。</p> <p>(2)避難勧告 ア 洪水予報河川及び水位周知河川 (ア)氾濫危険水位に達した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (イ)異常な漏水を確認した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (ウ)夜間に上記(ア)～(イ)の現象が発生する可能性がある時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 ※ 大河津分水の場合、氾濫発生を受け取ってから2時間後に洪水ひなん地図の浸水エリアに避難勧告を発表する。 (エ) その他本部長が必要と認める時 イ 小河川等 (ア)各河川のHWLを超過した時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (イ)水防団等から避難の必要性に関する通報があった時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (ウ)市民から浸水発生等の通報を受けた時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (エ) その他本部長が必要と認める時</p> <p>(3)避難指示 ア 洪水予報河川及び水位周知河川 (ア)河川水位が堤防天端に達する恐れのある時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 (イ)異常な漏水、亀裂など決壊の恐れが高まった時、対象河川の避難情報発表区域に発表する。 ※ 大河津分水の場合、流域から、距離があることから、外水の影響範囲は少なくなることが想定されるため、避難指示は発表しない。 (ウ)氾濫が発生した時 (エ)その他本部長が必要と認める時 イ 小河川等 その他本部長が必要と認める時</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 各河川の水位が避難判断水位に到達した場合、今後の雨量、河川水位情報等の分析を行い、発表を検討する。 ●各河川の基準水位 1 信濃川(越路・長岡・中之島・与板地域):長岡観測所の水位が避難判断水位である23.00mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 2 信濃川(寺泊地域):大河津観測所の水位が避難判断水位である15.60mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 3 信濃川(川口地域):十日町観測所の水位が避難判断水位である145.90mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 4 魚野川(川口地域):堀之内観測所の水位が避難判断水位である83.10mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 5 刈谷田川(中之島地域):大堰観測所の水位がはん濫注意水位である18.11mlに到達した場合、または、刈谷田川ダムにおいて、ただし書き操作に入る予告があったとき。 6 刈谷田川(栃尾地域):刈谷田川ダムにおいて、ただし書き操作に入る予告があったとき、または、栃尾観測所の水位が避難判断水位である51.28mlに到達した場合。 7 浜海川(小国・越路・長岡地域):飯塚観測所の水位が避難判断水位である36.23mlに到達した場合。 8 栖吉川(長岡地域):長倉観測所の水位が避難判断水位である27.22mlに到達した場合、または、地藏観測所の水位が避難判断水位である20.48mlに到達した場合。 9 太田川(長岡地域):宮内観測所の水位が避難判断水位である23.70mlに到達した場合。 10 黒川(三島・与板地域):広野観測所の水位が避難判断水位である16.90mlに到達した場合。 11 小木城川(三島地域):脇野町観測所の水位が避難判断水位である19.90mlに到達した場合。 12 島崎川(和島地域):落水観測所の水位が避難判断水位である17.70mlに到達した場合。 13 猿橋川(長岡地域):大黒観測所の水位が避難判断水位である16.46mlに到達した場合。</p> <p>(2)避難勧告 各河川の水位がはん濫危険水位に到達した場合、今後の雨量、河川水位情報等の分析を行い、発表を検討する。 ●各河川の基準水位 1 信濃川(越路・長岡・中之島・与板地域):長岡観測所の水位がはん濫危険水位である23.80mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 2 信濃川(寺泊地域):大河津観測所の水位がはん濫危険水位である16.10mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 3 信濃川(川口地域):十日町観測所の水位がはん濫危険水位である146.20mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 4 魚野川(川口地域):堀之内観測所の水位がはん濫危険水位である83.70mlに到達し、かつ、上流域の水位が上昇している場合。 5 刈谷田川(中之島地域):大堰観測所の水位が避難判断水位である19.01mlに到達した場合、または、刈谷田川ダムにおいて、ただし書き操作に入ったとき。 6 刈谷田川(栃尾地域):刈谷田川ダムにおいて、ただし書き操作に入ったとき、または、栃尾観測所の水位がはん濫危険水位である52.12mlに到達した場合。 7 浜海川(小国・越路・長岡地域):飯塚観測所の水位がはん濫危険水位である37.14mlに到達した場合。 8 栖吉川(長岡地域):長倉観測所の水位がはん濫危険水位である27.59mlに到達した場合、または、地藏観測所の水位がはん濫危険水位である21.23mlに到達した場合。 9 太田川(長岡地域):宮内観測所の水位がはん濫危険水位である24.11mlに到達した場合。 10 黒川(三島・与板地域):広野観測所の水位がはん濫危険水位である17.30mlに到達した場合。 11 小木城川(三島地域):脇野町観測所の水位がはん濫危険水位である20.56mlに到達した場合。 12 島崎川(和島地域):落水観測所の水位がはん濫危険水位である17.81mlに到達した場合。 13 猿橋川(長岡地域):大黒観測所の水位がはん濫危険水位である16.66mlに到達した場合。</p> <p>(3)避難指示 災害の発生、もしくは、今後の雨量及び河川水位情報等の分析により、水位が堤防天端高に到達するおそれがある場合。</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 次の基準に達したとき、又は台風を要因とする「特別警報」が発表されたときに発令する。 ・五十嵐川 渡良瀬橋水位 13.5m ・刈谷田川 大堰水位 18.5m ・信濃川 尾崎水位 9.9m</p> <p>(2)避難勧告 次の基準に達したとき、又は大雨を要因とする「特別警報」が発表されたときに発令する。 ・五十嵐川 渡良瀬橋水位 14.0m ・笠掘ダムで、ただし書き操作(*)の予告連絡があったとき ・刈谷田川 大堰水位 19.0m ・刈谷田川ダムで、ただし書き操作(*)の予告連絡があったとき ・信濃川 尾崎水位 10.9m (*)ただし書き操作とは、ダムの満水位を超えそうときに、流入量と同じ水量を放流する操作を言う。</p> <p>(3)避難指示 災害の前兆現象の発生や災害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況又は災害が発生した状況</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ○信濃川 【現地情報による基準】 近隣(当該河川の上流域等)での浸水、河川の増水、降雨状況や降雨予測等から浸水の危険性が高いと予想される。 【水位による基準】 小千谷観測所の水位が避難判断水位(48.50m)を超え、かつ流域の降雨状況や降雨予測等から引き続き水位の上昇が見込まれる。 ○信濃川以外の河川 上記○信濃川【現地情報による基準】による。</p> <p>(2)避難勧告 ○信濃川 【現地情報による基準】 ・近隣(当該河川の上流域等)での浸水の拡大、河川の増水、降雨状況や降雨予測等から浸水の危険性が高いと予想される。 ・堤防の決壊につながるような漏水等が確認される。 【水位による基準】 小千谷観測所の水位がはん濫危険水位(49.20m)に到達し、かつ流域の降雨状況や降雨予測等から引き続き水位の上昇が見込まれる。 ○信濃川以外の河川 上記○信濃川【現地情報による基準】による。</p> <p>(3)避難指示 ○信濃川 【現地情報による基準】 ・近隣(当該河川の上流域等)で浸水が床上に及んでいる。 ・堤防の決壊、または決壊につながるような大量の漏水や亀裂等が確認される。 【水位による基準】 小千谷観測所の水位がはん濫危険水位(49.20m)をさらに超え、かつ流域の降雨状況や降雨予測等から引き続き水位の上昇が見込まれる。 ○信濃川以外の河川 上記○信濃川【現地情報による基準】による。</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき、河川情報の分析も行い発令を検討する。 ○見附市雨量 3時間雨量:90mm以上 ○県水位観測所 本明:24.39m 大堰:18.11m ○栃尾雨量 3時間雨量:100mm以上 ○河川情報等 地域気象情報 本明、大堰以外の観測点水位 水位上昇速度 ダム流入量、放出量及び貯水容量 河川現場情報</p> <p>(2)避難勧告 次のいずれかの基準に達することが想定されるとき、河川情報の分析も行い発令を検討する。 ○見附市雨量 3時間雨量:100mm以上 ○県水位観測所 本明:26.06m 大堰:19.01m ○栃尾雨量 3時間雨量:130mm以上 ○河川情報等 地域気象情報 本明、大堰以外の観測点水位 水位上昇速度 ダム流入量、放出量及び貯水容量 河川現場情報</p> <p>(3)避難指示 避難勧告の発令基準を基に、災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要性が非常に高いと市長が判断したときに発令する。</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・土砂災害前ふれ注意情報が発表されたとき ・十日町観測所(姿)において、避難判断水位が145.90cmに到達したとき</p> <p>(2)避難勧告 ・土砂災害警戒情報が発表されたとき ・十日町観測所(姿)において、はん濫危険水位が146.20mに到達したとき</p> <p>(3)避難指示 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒情報の基準を状況で超過したとき</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版) (新潟市～十日町市)

別紙-1(参考)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	新潟市	長岡市	三条市	小千谷市	見附市	十日町市
避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所 新潟市地域防災計画(水防計画資料編)にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>(3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、避難所案内標識灯の設置、広報紙や防災パンフレット等の配布、ハザードマップの作成及び配布、市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>(1)避難場所 ①指定避難所等の指定 市長は、学校、コミュニティセンター、体育館等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、指定避難所として必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。 市長は、地区において拠点となる指定避難所を、地区防災センターとしてあらかじめ指定する。地区防災センターでは、被害情報の収集、物資手配、医療救護活動等を行う。 ②指定避難所等の周知 市長は、指定避難所等を指定したときは、次の方法等により市民に周知徹底を図る。 ア 標識、誘導標等の設置 イ 市政だより、防災関係の冊子等の配布 ウ 防災訓練等 エ 災害ハザードマップ等の作成・公表 オ インターネット(ながおか防災ホームページ等)を活用した情報提供 長岡市地域防災計画(資料編)に指定避難所と福祉避難所一覧を掲載。  (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難施設や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)  ※長岡市地域防災計画 H28.3より</p>	<p>(1)避難場所 避難場所(施設)は、学校、保育所、公民館、公園等の体育館、集会所、グラウンド、広場等の公共施設とする。 また、災害時に住民等が避難する施設として公共施設が不足する場合等もあることから、民有等施設についても避難できる施設とする。 なお、市長は、避難場所(施設)数の確保が必要であることから、その他の民有施設等においても、その所有者の同意を得ながら、避難所の増設に努めるものとする。 また、同意を得た民有施設については、災害時に円滑な避難が実施できるように、事前に市との間で協議を行っておくものとする。  (2)避難経路 避難路の安全確保については、資料編「8-1 避難施設一覧表」のとおりとする。  (3)避難場所(施設)及び避難路の事前周知 市長は、避難場所(施設)及び避難路を、災害ハザードマップ、広報紙、防災訓練の機会等を通じて住民に周知徹底する。 また、避難路の安全性を確保するため、落下物、障害物対策の充実を図るとともに、避難誘導標識の整備にも努めるものとする。 ※三条市長岡市地域防災計画 H26.3より</p>	<p>(1)避難場所 ・市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所又は被災者が避難生活を送るための指定避難所に指定する。 ・指定避難所等は、広報紙、ハザードマップ、防災訓練等により市民にその位置等の周知徹底を図る。  (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※小千谷市地域防災計画H27,3より</p>	<p>(1)避難場所 ・市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について指定する。 ・避難所等を指定したときは統一的な図記号を用いたわかりやすい標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練等により市民にその位置等の周知徹底を図る。  (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※見附市地域防災計画H27,12より</p>	<p>(1)避難場所 ・市長は、施設管理者の同意を得たうえで、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。 ・避難所等を指定したときは、標識の設置、広報紙、ハザードマップ・防災マップの配布、防災訓練等により住民等にその位置等の周知徹底を図る。  (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※十日町市地域防災計画H28.2より</p>
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>・災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ、テレビデータ放送及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達するとともに、自主防災組織等地域の協力を得て特に要援護者への迅速な情報伝達を行う。</p> <p>・各区本部健康福祉班は、風水害等が発生し、又は発生するおそれがある場合、自主防災組織、民生委員・児童委員、自治会・町内会、消防対策部、警察官及び介護等サービス提供者事業者等と連携し、速やかに避難勧告等の情報伝達及び安否確認を行う。</p> <p>・自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、情報伝達及び安否確認を行う。把握した安否情報は、各区本部健康福祉班又は避難先の避難所指名職員に伝達する。</p> <p>新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>市長は、広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、庁内で共有する。 災害発生時や災害発生が予想されるときの広報活動の基準に基づき、報道機関に公表するとともに、市民等に対し次の情報伝達手段等を活用して広報活動を行う。 ア 電話・個別訪問・広報車による呼びかけ及び印刷物の配付・掲示 イ 住民相談窓口の開設 ウ 報道機関への緊急放送依頼(状況に応じて県を通じて放送依頼) エ 長岡市記者会、長岡地域記者会加盟の報道機関への情報提供 オ 防災行政無線による情報発信 カ エリアメール・緊急速報メールによる情報発信 キ コミュニティFM放送・ケーブルテレビ放送等コミュニティメディアへの情報発信(コミュニティFM放送による広報では、緊急割り込み放送や緊急告知ラジオを活用した情報提供も行う。) ク インターネットによる情報発信(長岡市ホームページ、ながおか防災ホームページ、SNS等) ケ 新潟県総合防災情報システム及び公共情報コモンズによる情報伝達者(放送事業者、ケーブルテレビ事業者、コミュニティFM放送事業者、新聞社、ポータルサイト運営事業者)への情報提供 コ NPOや関係団体のネットワークを通じた情報提供</p> <p>・要配慮者に対する配慮(抜粋) 視覚・聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、テレビ放送では音声とテロップの併用、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報点達手段を確保する。 外国人への情報提供として、外国語によるFM放送、通訳の配置、多言語サイトの構築を行う。</p> <p>※長岡市地域防災計画 H28.3より</p>	<p>住民等に対して、同報系防災行政無線、サイレン、警鐘、標識、広報車、テレビ、ラジオ等あらゆる広報手段によって迅速な周知・徹底を図る。 また、災害時要援護者への避難情報の伝達に当たっては、同報系防災行政無線による放送のほか、地域の民生委員、自治会、自主防災組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。</p> <p>※三条市地域防災計画 H26.3より</p>	<p>避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、防災行政無線サイレン、電子メールなど多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p> <p>※小千谷市地域防災計画H27,3より</p>	<p>避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、サイレン、FAX、電子メール、FM放送、ソーシャルメディアなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p> <p>※見附市地域防災計画H27,12より</p>	<p>避難準備情報の発令、勧告又は指示は、次の内容を明示して行い、テレビ、ラジオ、FM緊急告知ラジオ、防災行政無線、広報車、コミュニティFM、十日町あんしんメール、SNS、エリアメール等で当該地域の住民等に速やかにその内容の周知徹底を図る。特に要配慮者への避難準備情報の発令、勧告又は指示にあたっては、地域の民生委員・児童委員、消防団、自主防災組織、地域自治組織等を通じ、確実に伝達する体制を整えておくものとする。 この場合において、危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急情報放送の要請を県に依頼する。 市が全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段により行う。緊急情報の提供を受けた放送事業者は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、住民等への情報伝達を行うように努める。</p> <p>※十日町市地域防災計画H28.2より</p>

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版) (新潟市～十日町市)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

別紙-1(参考)

項目	新潟市	長岡市	三条市	小千谷市	見附市	十日町市
避難誘導体制	<p>・区本部は、消防機関、各警察署及び自主防災組織と協力し、避難対象地域内の住民等を安全に避難誘導する。なお、避難にあたっては、自治会・町内会ごとに集団で避難させる。</p> <p>・避難の誘導にあたっては、事前に安全な経路を選定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険箇所については表示やロープの張展等をするなど事故防止に努める。また、迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員の配置に努める。</p> <p>・避難所が危険と判断された場合は、他の安全な避難所へ再避難させるとともに、移動先の周知に努める。</p> <p>・避難の誘導にあたっては、状況に応じて車両を活用する。また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。</p> <p>・避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の災害時要援護者に配慮し、地元の自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う</p> <p>・災害時要援護者の避難誘導にあたっては、各区本部健康福祉班、消防対策部及び警察官等は、あらかじめ共有している災害時要援護者名簿等により、自主防災組織、自治会・町内会及び近隣住民等の協力を得て安全かつ迅速に避難できるよう努める。</p> <p>・自主防災組織及び自治会・町内会は、民生委員・児童委員と連携し、あらかじめ配布された災害時要援護者名簿等により、避難所までの避難誘導を行う。なお、要援護者の状態や道路の被害状況等を勘案し、必要に応じて自動車、リヤカー等の車両を使用する。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>避難誘導は、市、警察、町内会、自主防災組織等が当たり、避難行動要支援者の避難を優先して行う。また、住民は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。</p> <p>要配慮者に対する配慮として、避難支援プランに基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら避難・誘導に当たる。</p> <p>また、要配慮者の安全を図るため、災害の発生が懸念される場合の避難行動は、高齢者、障害者、乳幼児、子ども等の要配慮者を優先して実施するものとする。</p> <p>※長岡市地域防災計画 H28.3より</p>	<p>住民等の避難誘導は、市、消防機関及び警察が実施する。</p> <p>・避難の方法</p> <p>・地域の自主防災組織及び事業所等の防災組織は、避難情報を受けて、可能な限り集団避難方式により、段階的に避難させるものとする。</p> <p>・誘導員は、き然たる態度で避難経路及び避難先を明示し、出発、到着の際には必ず点呼を行い人員を確保する。</p> <p>・避難路の安全確保</p> <p>・市は安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により、避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑化を図るものとする。</p> <p>・市は、警察と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、住民等を迅速・安全に避難させるものとする。</p> <p>・避難順位</p> <p>・避難誘導に当たっては、災害時要援護者を優先する。</p> <p>・不特定多数の者が出入りする施設の避難、誘導</p> <p>・施設の防災責任者は、次の事項に留意して、利用者が、二ツク状態に陥ることのないよう現状を把握し、正確な情報を伝え、混雑が増幅することのないようしながら避難、誘導を行い、人命の安全確保に努める。</p> <p>・混乱防止のため、確認情報と未確認情報の区別による正確な情報の伝達</p> <p>・避難先の明示</p> <p>・避難経路の要所に誘導員を配置</p> <p>・災害時要援護者の優先</p> <p>※三条市長岡市地域防災計画 H26.3より</p>	<p>住民等の避難は別に定めるマニュアルに従い行う。避難住民の誘導は、消防、警察の協力を得て行い、必要に応じて県に応援を依頼する。</p> <p>達成目標として、浸水、土砂崩れ等の被害事象発生前に、住民の避難を完了する。</p> <p>要配慮者に対する配慮として、情報伝達、避難行動に制約がある避難行動要支援者は、避難準備情報発令された場合は、一般の住民よりも早く、近隣住民や自主防災組織等が直接避難を呼びかけ、住民等の介助の下、安全な場所に避難させる。</p> <p>市は、避難行動要支援者の避難を迅速かつ円滑に行うため、避難行動要支援者支援プランを策定し、消防、警察、自主防災組織、民生委員及び介護事業者避難支援プランを策定し、消防、警察、自主防災組織、民生委員及び介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。</p> <p>また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか確認する。</p> <p>※小千谷市地域防災計画H27.3より</p>	<p>消防、警察の協力を得て、避難市民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。</p> <p>要配慮者に対する配慮として、情報伝達、避難行動に制約がある要配慮者は、避難準備情報発令時等、一般の市民よりも早く、車両の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。</p> <p>市は、予め策定した「避難行動要支援者等避難支援計画」に基づき、消防、警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている避難行動要支援者がいないか確認する。</p> <p>※見附市地域防災計画H27.12より</p>	<p>市及び関係機関は、避難誘導にあたっては、可能な限り、自主防災組織、地域自治組織、職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。</p> <p>要配慮者は、自力で避難することが困難なため、民生委員・児童委員、消防本部、消防団、自主防災組織、地域自治組織等の補助により、優先的に避難するものとする。</p> <p>市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、消防団、自主防災組織、地域自治組織等の協力により避難路上にある障害物の排除、危険箇所の周知に努め、避難の円滑化を図る。</p> <p>避難誘導にあたっては、避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、先頭はもちろんのこと最後尾にも誘導員を配置するよう努めるものとする。</p> <p>また、ヘリコプター等の活用により避難中の混乱による事故、紛争等の防止に努めるものとする。</p> <p>外来者、一時滞在者の避難誘導については、消防団、自主防災組織、地域自治組織、市職員、警察官又は施設管理者等の協力を得て行うものとする。誘導先については、最寄りの指定避難所とする。</p> <p>※十日町市地域防災計画H28.2より</p>
②水防に関する事項						
河川水位等に係る情報提供	<p>地域防災計画p425の伝達系統図の通り。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3より</p>	<p>・水位、雨量等について、HPIにリンクを作成。</p> <p>・水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が水防団待機水位を超えるときは関係者に通報し、水防上必要があるときは消防団及び消防機関を準備又は出動させる。</p> <p>※長岡市地域防災計画H26.2より</p>	<p>地域防災計画 風水害等対策編p34</p> <p>4 信濃川下流洪水予報等の伝達</p> <p>5 水防警報の伝達の通り。</p> <p>※三条市地域防災計画H26.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第3章 第14節 水防活動計画の通り。</p> <p>※小千谷市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第3章 第15節 水防活動計画の通り。</p> <p>※見附市地域防災計画H27.12より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第3章 第4節 洪水予報・水防警報等伝達計画の通り。</p> <p>※十日町市地域防災計画H27.12より</p>
河川の巡視区間	<p>水防警報の通知を受けたときは、直ちに非常配備体制をとり、河川、海岸、湖沼の警戒のため、重要水防箇所と水防上巡視を必要とする構造物の現況と予想される危険をもとに、安全を確保した上で関係する区建設課及び消防署が消防団と連携して巡視を実施する。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・河川水位がはん濫注意水位を超えるおそれがあるときは消防団長は一部の団員を出動させる。それ以上に水位が上昇するおそれがあり、団員出動の必要を認めるときは消防団全員が警戒配備につく。</p> <p>巡視対象箇所は以下のとおりである。</p> <p>①河川施設</p> <p>・水位がはん濫注意水位に近づいている箇所</p> <p>・過去に洪水被害を生じた箇所</p> <p>・地形地質上の弱堤箇所</p> <p>・土地利用上からの弱堤箇所</p> <p>・二次災害防止の観点からの低構高箇所</p> <p>・主要河川構造物の設置箇所</p> <p>②土砂災害危険箇所</p> <p>・土石流危険箇所、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所</p> <p>・砂防関係施設</p> <p>※長岡市地域防災計画H26.2より</p>	<p>地域防災計画 資料編p41 三条市水防計画</p> <p>第4章第4節 水防巡視の通り。</p> <p>※三条市地域防災計画H26.3(三条市水防計画)より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第3章 第14節 水防活動計画の通り。</p> <p>※小千谷市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第3章 第15節 水防活動計画の通り。</p> <p>※見附市地域防災計画H27.12より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第3章 第15節 水防活動計画の通り。</p> <p>※十日町市地域防災計画H28.2より</p>
水防資機材の整備状況	<p>・水防倉庫並びに備蓄資材の準備状況について、水防計画資料編に記載している。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・水防倉庫資材備蓄状況及び応急調達先について、地域防災計画資料編に記載している。</p> <p>※長岡市地域防災計画 資料編H28.3より</p>	<p>・水防倉庫資材備蓄資材一覧表及び水防資材調達業者一覧表について、三条市水防計画に記載している。</p> <p>※三条市地域防災計画H26.3(三条市水防計画)より</p>	<p>・水防倉庫資材備蓄一覧表を、地域防災計画に記載している。</p> <p>※小千谷市地域防災計画(資料編)H26.4より</p>	<p>記載なし</p> <p>※見附市地域防災計画H27.12より</p>	<p>記載なし</p> <p>※十日町市地域防災計画H28.2より</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>・風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各公共施設の管理者(指定管理者を含む)は、利用者、来訪者等を安全な場所まで避難誘導する。その後、特に必要と認められるときは、最寄りの避難所等に利用者等を避難させる。</p> <p>・各公共施設の管理者は、風水害等発生後、緊急点検実施の体制を速やかに整え、緊急点検を実施する。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>本庁舎屋上に非常用発電機(予備タンク並列)を備えており、停電時72時間の運転が可能。</p> <p>※現状の水害リスクに対する減災に係る取組状況より</p>	<p>記載なし</p> <p>※三条市地域防災計画H26.3(三条市水防計画)より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第2章 第6節 建築物等災害予防計画の通り。</p> <p>※小千谷市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第2章 第5節 建築物等災害予防計画の通り。</p> <p>※見附市地域防災計画H27.12より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第2章 第19節 建築物等災害予防計画の通り。</p> <p>※十日町市地域防災計画H28.2より</p>
③氾濫水の排水、施設引用等に関する事項						
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>記載なし。</p> <p>※新潟市地域防災計画H27.3(新潟市水防計画H27.5修正)より</p>	<p>・浸水被害が拡大するおそれのある区域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を実施する。</p> <p>※長岡市地域防災計画H26.2より</p>	<p>・水害時排水施設について、三条市水防計画に記載している。</p> <p>※三条市地域防災計画H26.3(三条市水防計画)より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編</p> <p>第2章 第10節 河川の風水害対策に係るとの事前協議及び管理体制の整備を記載している。</p> <p>※小千谷市地域防災計画H27.3より</p>	<p>記載なし。</p> <p>※見附市地域防災計画H27.12より</p>	<p>記載なし。</p> <p>※十日町市地域防災計画H28.2より</p>

現状の取組状況の共有ととりまとめについて(詳細版) (燕市～弥彦村)

本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

別紙-1(参考)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村
避難勧告等の発令基準	<p>(1)避難準備情報 ・次の河川の水位観測所の水位が、避難判断水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 信濃川下流(尾崎)水位 9.10m 信濃川中流(大河津)水位 15.60m 中ノ口川(道金)水位 8.10m</p> <p>(2)避難勧告 ・次の河川の水位観測所の水位が、はん濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 信濃川下流(尾崎)水位 10.20m 信濃川中流(大河津)水位 16.10m 中ノ口川(道金)水位 8.40m</p> <p>(3)避難指示 ・次の河川の水位観測所の水位が、以下の水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合 信濃川下流(尾崎)水位 13.20m 信濃川中流(大河津)水位 16.28m 中ノ口川(道金)水位 11.80m</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・「はん濫注意水位」に達し、上流観測所の水位が、更に上昇傾向にあるとき。</p> <p>(2)避難勧告 ・「避難判断水位」に達し、上流観測所の水位が、更に上昇傾向にあるとき</p> <p>(3)避難指示 ・「はん濫危険水位」に達し、上流観測所の水位が、更に上昇傾向にあるとき ・災害の前兆現象の発生など現場の状況等から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断されたとき・災害が発生したとき</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・各水位観測所の水位が「避難判断水位」を超え、各水位観測所の上流の水位観測所で予想雨量や実況雨量で引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ・「魚野川はん濫警戒情報」が発表されたとき。</p> <p>(2)避難勧告 ・各水位観測所の水位が「はん濫注意水位」を超え、各水位観測所の上流の水位観測所で予想雨量や実況雨量で引き続き水位の上昇が見込まれるとき。 ・「魚野川はん濫危険情報」が発表された場合</p> <p>(3)避難指示 ・魚野川各水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合。 ・堤防が異常な漏水の進行や、亀裂等の発生により決壊のおそれが高まった場合。 ・越水、溢水、決壊、越流が発生した場合。 ・「魚野川はん濫発生情報」が発表された場合</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 信濃川水位観測地点(割野)の水位を参考に、上流の降雨や河川の水位状況など踏まえ総合的に判断する。 ○避難準備情報発令基準:水位207.54m超過</p> <p>(2)避難勧告 信濃川水位観測地点(割野)の水位を参考に、上流の降雨や河川の水位状況など踏まえ総合的に判断する。 ○避難勧告発令基準:水位207.73m超過</p> <p>(3)避難指示 信濃川水位観測地点(割野)の水位を参考に、上流の降雨や河川の水位状況など踏まえ総合的に判断する。 ○避難指示発令基準:水位208.11m超過</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・町にある雨量観測所の時間雨量が50mm以上、又は24時間雨量が100mm以上となり、更に降雨が続くことが予想されるとき。</p> <p>(2)避難勧告 信濃川水位観測所により、水害発生の可能性が高いとき。</p> <p>(3)避難指示 ・堤防上からの溢水等が見られ、水害発生の危険性が明らかに切迫しているとき。 ・堤防の決壊や付近で浸水が発生したとき。</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 信濃川大河津観測所の水位が避難判断水位15.60mに到達した場合</p> <p>(2)避難勧告 信濃川大河津観測所の水位がはん濫危険水位16.10mに到達した場合</p> <p>(3)避難指示</p> <p>※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>
避難場所・避難経路	<p>(1)避難場所(施設) 市は、都市公園、グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、その管理者(設置者)の同意を得た上で避難場所(施設)として指定し、市民にその位置等を周知徹底する。これらは、資料編の「避難場所及び避難施設」に掲げるとおりである。園、グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、その管理者(設置者)の同意を得た上で、避難場所(施設)として指定。(資料編:避難に関する資料)に記載)</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難施設や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>(3)避難場所(施設)及び避難方法の事前周知 市は、避難場所(施設)の位置及び避難にあたっての注意事項等について、次の方法等により市民に周知徹底を図る。 ア 標識、誘導標等の設置による周知 イ 広報紙、チラシ配布などによる周知 ウ 防災訓練等の実施による周知 エ 市のホームページ掲載による周知 オ ハザードマップ配布等による周知 カ 燕市防災情報メール(防災つばめ〜ル)配信による周知 キ テレビ(データ情報含む)による周知</p> <p>※燕市地域防災計画H25.4より</p>	<p>(1)避難場所 都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得た上で、災害の危機が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。 避難所等をしていしときは標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。(魚沼市地域防災計画 資料編に避難場所・避難所一覧を掲載)</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>(1)避難場所 市長は、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所(以下「避難所等」という)について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定する。 避難所等を指定したときは、統一的な図記号等を利用したわかりやすい標識の設置、広報紙・ハザードマップ等の配布、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。(南魚沼市地域防災計画 資料編に指定緊急避難場所・指定避難所、福祉避難所一覧を掲載)</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※南魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>(1)避難場所 町長は、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで避難場所(屋外)又は避難所(屋内)(以下「避難所等」という)に指定する。避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>(1)避難場所 町長は、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで避難場所(屋外)又は避難所(屋内)(以下「避難所等」という)に指定する。避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。 なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあつては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。(湯沢町地域防災計画 資料編に避難場所及び避難所の一覧を掲載)</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※湯沢町地域防災計画H26.3より</p>	<p>(1)避難場所 村は、都市公園、グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、その管理者(設置者)の同意を得た上で避難場所(施設)として指定し、村民にその位置を周知徹底する。(弥彦村地域防災計画 資料編に避難場所・避難施設の一覧を掲載)</p> <p>(2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※弥彦村地域防災計画H28.3より</p>
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>避難準備・勧告・指示の伝達は同報系防災行政無線、市及び消防署・消防団の広報車、コミュニティ放送、電子メール、サイレン、インターネット等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関による報道は県を通じて要請し、要避難対象区域に居住する市民の安全確保を図る。 同区域内の福祉施設に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図る。</p> <p>※燕市地域防災計画H25.4より</p>	<p>関係機関は、サイレン、警鐘、無線、標識、拡声器、緊急速報メール及び広報車等利用可能な広報手段により伝達を行うとともに、自主防災組織等の協力を得て組織的な伝達を行う。 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者への準備情報や勧告又は指示に当たっては、市消防団、自治会組織等を通じて確実に伝達する。 総務部は、避難勧告等が発令されたときは、新潟県総合防災情報システムにより県に報告するとともに、システムの一斉FAX機能により、新潟県緊急情報連絡会規約(平成17年12月8日施行)に基づく同連絡会の構成団体である次の放送事業者に対し情報伝達する。情報提供を受けた放送事業者は、自主的判断により必要に応じ速やかに放送し、市民への情報伝達を行うように努めることとしている。なお、システム障害が発生した場合は、FAXにより情報伝達する。</p> <p>※魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>避難情報の伝達は、防災行政無線、広報車、サイレン、半鐘、コミュニティFM放送など、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。</p> <p>※南魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、防災行政無線サイレン、電子メールなど、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。 避難情報を発表・発令したときは、広報車による伝達のほか、防災無線、自治会、自主防災組織、報道機関等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を行う。</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、防災行政無線サイレン、電子メール、コミュニティFM放送など、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。 危険が急迫した状況で、通常的手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。 避難情報を発表・発令したときは、広報車による伝達のほか、防災無線、町内会、自主防災組織、報道機関等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を行う。</p> <p>※湯沢町地域防災計画H26.3より</p>	<p>避難準備・勧告・指示の伝達は村防災行政無線、村及び消防署の広報車、サイレン、コミュニティ放送、電子メール、インターネット等多様な情報手段を使用し、あるいは報道機関による報道は県を通じて要請し、住民の安全確保を図るものとする。 村内の福祉施設に対しても、同様の手段により避難情報の伝達・周知を行い、迅速かつ安全に避難できるよう徹底を図るものとする。</p> <p>※弥彦村地域防災計画H28.3より</p>

現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版) (燕市～弥彦村)

別紙-1(参考)

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村
避難誘導体制	<p>避難の勧告・指示が出された場合、市は、警察署、消防署及び消防団の協力を得て、地域又は自主防災組織、自治会単位で可能な限り集団避難させる。</p> <p>避難者の誘導は、あらかじめ定められた従事者が警察署、消防団等と協力して行う。</p> <p>誘導にあたっては、事前に安全な経路を検討し、危険箇所を標示、なわ張り等をするほか、状況に応じて誘導員を配置して、事故防止に努める。</p> <p>また、夜間の場合は、照明器具等を活用する。</p> <p>浸水等の場合は、船艇又はロープ等の資機材を利用して安全を期する。</p> <p>要援護者に対する避難誘導については、周辺の市民及び自主防災組織等の協力を得るなどして避難場所への誘導に努める。</p> <p>市は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官等の協力により避難路上にある障害物を排除し、避難の円滑を図る。</p> <p>市は、警察、消防機関と協力して避難路等の要所に誘導員を配置するとともに、車両、ヘリコプター等を活用し、市民を迅速・安全に避難させる。</p> <p>市は、県に、必要に応じて自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への協力を要請する。</p> <p>※燕市地域防災計画H25.4より</p>	<p>県警察、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て、市民が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。</p> <p>病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた安全な方法により児童生徒、入院患者、施設入所者等を避難誘導する。</p> <p>誘導の順序は、要配慮者を優先する。なお、市は在宅の援護を要する者の情報を基に施設受け入れの調整を行う。</p> <p>市は、自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て、車両、ヘリコプター等で移送する。また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、県警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。</p> <p>※魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>市及び関係機関は、避難誘導にあたっては、可能な限り自主防災組織、行政区、学校、事業所等を単位とした集団避難を行うものとする。</p> <p>避難準備情報の発令、勧告又は指示した者は、市、関係機関及び自主防災組織、行政区等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定し、速やかに当該地域の住民等へ周知するものとする。</p> <p>避難行動要支援者は、自力で避難することが困難なため、あらかじめ作成した避難行動要支援者名簿により、民生委員児童委員、消防署や消防団、自主防災組織、行政区等の協力により安否確認、避難誘導の補助を行い、優先的に避難するものとする。</p> <p>※南魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>町及び関係機関は、避難誘導にあたっては、可能な限り、自主防災組織、自治会等、職場、学校等を単位とした集団避難を行うものとする。</p> <p>避難勧告の発令又は指示した者は、町、関係機関及び自主防災組織、自治会等から避難経路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定し、速やかに当該地域の住民等へ周知するものとする。</p> <p>高齢者・乳幼児・障害者・疾病者・妊婦等の災害時要援護者は、自力で避難することが困難なため、民生委員、消防署や消防団、自主防災組織、自治会等の補助により、優先的に避難するものとする。</p> <p>外来者、一時滞在者の避難誘導については、警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行うものとする。</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>町及び関係機関は、避難誘導にあたっては、可能な限り、自主防災組織、町内会等、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。</p> <p>避難勧告の発令又は指示した者は、町、関係機関及び自主防災組織、町内会等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定し、速やかに当該地域の住民等へ周知する。</p> <p>高齢者・乳幼児・障がい者・疾病者・妊婦等の災害時要援護者は、自力で避難することが困難なため、民生委員、消防署や消防団、自主防災組織、町内会等の補助により、優先的に避難する。</p> <p>外来者、一時滞在者の避難誘導については、県警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行う。誘導先については、最寄りの指定避難場所とする。</p> <p>※湯沢町地域防災計画H26.3より</p>	<p>村は、警察署、消防署又は消防団の協力を得て、地域又は自主防災組織、自治会単位に一時集合場所に避難住民を集合させた後、必要によりあらかじめ指定してある避難所に誘導する。一時集合所は地元と協議して定めるものとする。</p> <p>要配慮者に対する避難誘導については、周辺住民及び自主防災組織等の協力を得るなどして指定緊急避難所等への誘導に努める。</p> <p>※弥彦村地域防災計画H28.3より</p>

② 水防に関する事項

項目	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村
河川水位等に係る情報提供	<p>※燕市地域防災計画 資料編 燕市水防計画 第5 水防予警報計画の通り。</p> <p>※燕市地域防災計画H25.4より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編 第3章 第5節 洪水予報・水防警報等伝達計画の通り。</p> <p>※魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害等対策編 第3章 第7節 3-10水防計画の通り。</p> <p>※南魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害・雪害対策編 第3章 第4節 洪水予報・水防警報伝達計画の通り。</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害・雪害対策編 第3章 第4節 洪水予報・水防警報伝達計画の通り。</p> <p>※湯沢町地域防災計画H26.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害等対策編 第3章 第5節 洪水予報・水防警報等伝達計画の通り。</p> <p>※弥彦村地域防災計画H28.3より</p>
河川の巡視区間	<p>※燕市地域防災計画 資料編 燕市水防計画 第6 水防巡視等の通り。</p> <p>※燕市地域防災計画H25.4より</p>	<p>地域防災計画 風水害対策編 第3章 第14節 水防活動計画の通り。</p> <p>※魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害等対策編 第3章 第7節 3-10水防計画の通り。</p> <p>※南魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害・雪害対策編 第3章 第15節 水防活動の通り。</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害・雪害対策編 第3章 第15節 水防活動の通り。</p> <p>※湯沢町地域防災計画H26.3より</p>	<p>地域防災計画 資料編 弥彦村水防計画の通り</p> <p>※弥彦村地域防災計画H28.3より</p>
水防資機材の整備状況	<p>※燕市地域防災計画 資料編 燕市水防計画 燕市水防倉庫資材・器材一覧の通り。</p> <p>※燕市地域防災計画H25.4より</p>	<p>・水防倉庫並びに備蓄資材一覧表を、地域防災計画に記載している。</p> <p>※魚沼市地域防災計画(資料編)H27.3より</p>	<p>ライフジャケットの配備(市担当分及び消防団分)</p> <p>※現状の水害リスクに対する減災に係る取組状況より</p>	<p>地域防災計画 風水害・雪害対策編 第2章 第25節 河川災害予防に水防計画に掲載する旨記載あり(水防計画はHP掲載なしのため、未確認)</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>役場敷地内のほかに水防倉庫(防災倉庫)を平成27年度に設置。</p> <p>※現状の水害リスクに対する減災に係る取組状況より</p>	<p>地域防災計画 資料編 弥彦村水防計画の通り</p> <p>※弥彦村地域防災計画H28.3より</p>
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>防災関連機器及び非常用発電等を庁舎上層階に配置。</p> <p>※現状の水害リスクに対する減災に係る取組状況より</p>	<p>記載なし</p> <p>※魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害等対策編 第2章 第9節 建築物等災害予防計画の通り。</p> <p>※南魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害等対策編 第2章 第21節 建築物等災害予防の通り。</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>地域防災計画 風水害等対策編 第2章 第21節 建築物等災害予防の通り。</p> <p>※湯沢町地域防災計画H26.3より</p>	<p>役場庁舎(標高8m)は、大河津分水路洪水時の最大浸水予想区域に位置することから、被災時には、消防署に隣接する弥彦体育館(標高47.4m)を代替え場所としている。</p> <p>※現状の水害リスクに対する減災に係る取組状況より</p>

③ 氾濫水の排水、施設引用等に関する事項

項目	燕市	魚沼市	南魚沼市	津南町	湯沢町	弥彦村
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>・精通業者との運転管理委託契約</p> <p>・職員による班編制で業者到着まで対応</p> <p>※現状の水害リスクに対する減災に係る取組状況より</p>	<p>記載なし。</p> <p>※魚沼市地域防災計画H27.3より</p>	<p>・排水ポンプ車設置場所について、地域防災計画資料編に記載している。</p> <p>※南魚沼市地域防災計画 資料編H27.3より</p>	<p>記載なし。</p> <p>※津南町地域防災計画H20.3より</p>	<p>記載なし。</p> <p>※湯沢町地域防災計画H26.3より</p>	<p>・水害時排水施設について、地域防災計画 資料編に記載している。</p> <p>※弥彦村地域防災計画 資料編H28.3より</p>